

## 重要取組シート 健康福祉局障害福祉部障害施策推進課

取組項目		第6期障害福祉計画の策定																												
現状・課題		<p>障害福祉計画は、障害者が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、取組の成果目標、障害福祉サービス等の提供に係る見込量及びそれらの確保のための方策等を定める計画であり、3年毎に作成している。現在、平成30年度から令和2年度を計画期間とする第5期障害福祉計画に基づき取組を進めている。</p> <p>&lt;現状における主な課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の高齢化、重度化（医療的ケアを必要とする方、行動障害のある方、重度重複障害者などへの対応）</li> <li>・サービス対象者、ニーズの多様化（高次脳機能障害、発達障害、難病等）</li> <li>・家族の高齢化（介護者の急病、親亡き後などへの対応）</li> <li>・相談支援等の体制の確保</li> <li>・サービス人材の確保と質の向上</li> </ul> <p>&lt;本市の障害者数（手帳所持者等）の動向&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21 年度末</th> <th>H26 年度末</th> <th>R1 年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体障害者手帳所持者</td> <td>39,767 人</td> <td>37,693 人</td> <td>36,556 人</td> </tr> <tr> <td>療育手帳所持者</td> <td>5,832 人</td> <td>6,985 人</td> <td>8,334 人</td> </tr> <tr> <td>精神障害者手帳所持者</td> <td>5,578 人</td> <td>7,107 人</td> <td>9,941 人</td> </tr> <tr> <td>精神通院受給者</td> <td>11,596 人</td> <td>14,639 人</td> <td>18,052 人</td> </tr> <tr> <td>指定難病医療受給者</td> <td>4,349 人</td> <td>6,312 人</td> <td>6,800 人</td> </tr> <tr> <td>小児慢性医療受給者</td> <td>1,183 人</td> <td>1,034 人</td> <td>946 人</td> </tr> </tbody> </table>		H21 年度末	H26 年度末	R1 年度末	身体障害者手帳所持者	39,767 人	37,693 人	36,556 人	療育手帳所持者	5,832 人	6,985 人	8,334 人	精神障害者手帳所持者	5,578 人	7,107 人	9,941 人	精神通院受給者	11,596 人	14,639 人	18,052 人	指定難病医療受給者	4,349 人	6,312 人	6,800 人	小児慢性医療受給者	1,183 人	1,034 人	946 人
	H21 年度末	H26 年度末	R1 年度末																											
身体障害者手帳所持者	39,767 人	37,693 人	36,556 人																											
療育手帳所持者	5,832 人	6,985 人	8,334 人																											
精神障害者手帳所持者	5,578 人	7,107 人	9,941 人																											
精神通院受給者	11,596 人	14,639 人	18,052 人																											
指定難病医療受給者	4,349 人	6,312 人	6,800 人																											
小児慢性医療受給者	1,183 人	1,034 人	946 人																											
取組みの内容		<p>国の指針及び大阪府計画を踏まえるとともに、本市の障害者の状況等を勘案し、「第6期障害福祉計画」を策定する。</p> <p>作成にあたっては、本市の障害者施策の基本的かつ総合的計画である第4次障害者長期計画と整合を図り、「第2期障害児福祉計画」と一体的に作成する。</p> <p>&lt;第6期障害福祉計画の策定（根拠法：障害者総合支援法第88条）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部有識者等を委員とする附属機関「堺市障害者施策推進協議会」及び同協議会の計画策定専門部会において意見を聴き計画案に反映</li> <li>・パブリックコメント、庁議を経て、策定及び公表</li> <li>・計画期間は、令和3年度から令和5年度の3年間</li> </ul>																												
スケジュール	前期 (~7月)	<input type="checkbox"/> 計画策定支援業務事業者の公募（6月）																												
	中期 (~11月)	<input type="checkbox"/> 堺市障害者施策推進協議会の開催（8月） <input type="checkbox"/> 障害福祉計画策定専門部会の開催（5回程度）（8月~） <input type="checkbox"/> 堺市障害者施策推進委員会・幹事会（庁内委員会）の開催（11月）																												
	後期 (~3月)	<input type="checkbox"/> 計画案の作成 <input type="checkbox"/> 庁議（1月） <input type="checkbox"/> パブリックコメントの実施（1月~2月） <input type="checkbox"/> 大阪府協議、庁内委員会の開催、堺市障害者施策推進協議会の開催（3月） <input type="checkbox"/> 計画策定、公表（3月）																												
	次年度以降	<input type="checkbox"/> 5月議会報告、各計画の推進、進捗管理、評価・検証																												

## 重要取組シート 健康福祉局 障害福祉部 障害者支援課

取組項目	障害者の暮らしの場（日中サービス支援型を含めた重度障害者対応型のグループホーム）の整備促進	
現状・課題	本市において、障害者の高齢化・重度化や家族などの介護者の高齢化が進む中、在宅での支援が困難な重度障害者を受け入れることができるグループホームが少ない。その理由として、手厚い支援体制を必要とするが、報酬が見合っていないことが挙げられる。	
取組みの内容	<p>日中サービス支援型共同生活援助を含めた重度障害者を受け入れることのできるグループホームを増やすため、ハード面やソフト面の補助を検討し、令和3年度当初予算に反映する。</p> <p>※「日中サービス支援型共同生活援助」は、国の平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された。</p>	
スケジュール	前期 （～7月）	<input type="checkbox"/> （6月）事業展開に向けて事業所等へのヒアリング <input type="checkbox"/> （7月）補助内容の検討
	中期 （～11月）	<input type="checkbox"/> （8月）予算要求に向けて事業所に対し、整備意向のアンケート調査の実施 <input type="checkbox"/> （9月）令和3年度当初予算要求
	後期 （～3月）	<input type="checkbox"/> （3月）事業について事業所へ周知 <input type="checkbox"/> （ 月）
	次年度 以降	<input type="checkbox"/> 4月より事業を実施